

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置出入口サンプリング用恒温装置において、温度制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	所内用空気系空気圧縮機において、潤滑油ギアポンプカバーより油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	タービン補機冷却水系熱交換器（C）海水ドレン排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	1号機	循環水ポンプ（B）において、グランドリーク量の増加が認められたため、当該グランド部を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉格納容器冷却（B）系の定例試験時、原子炉格納容器冷却海水系淡水希釈弁に動作不良（スティック気味）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	1号機	構内地下水排水設備サブドレンポンプ（No. 4）制御盤において、ポンプ電源回路用遮断機の漏電による故障ランプ点灯が認められたため、当該電源回路を点検・修理	D	
7	1号機	補機冷却海水系ストレーナ（A）ドレン配管において、詰まり傾向が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）の点検時、水室内部の塗装に剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
9	2号機	残留熱除去海水系供給連絡配管仕切弁（A系側）の交換時、配管側フランジ部のライニングに剥離が認められたため、当該部を補修	D	
10	2号機	主高圧タービンノズルダイヤフラム水平締付ボルト（7本）の磁粉探傷検査時、ネジ部に線状指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	D	
11	2号機	主低圧タービン（C）ノズルダイヤフラム水平締付ボルト（6本）の磁粉探傷検査時、ネジ部に線状指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	D	
12	3号機	サービス建屋、コントロール建屋空調機械室排気ファン（HVE3-22）において、ファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
13	3号機	高圧復水ポンプ（C）吐出弁のリークオフ弁において、弁棒と操作ハンドル接続部の間隙が増大しグラツキが認められたため、当該接続部を点検・修理	D	
14	3号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系排風機（A）において、ファン周辺に異音が認められたため、当該排風機を点検・修理	D	
15	3号機	非常用ガス処理系流量記録計において、内部機構異常による赤ペン（A系）の指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
16	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）油冷却器冷却水出口サンプリング2次弁において、操作ハンドル固定用ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
17	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）再循環弁において、シートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	C	

18	4号機	所内ボイラ（A）給水温度計において、指示不良の可能性（急激な指示値上昇）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
19	4号機	主復水器細管洗浄装置（D系）ボール循環ポンプ（D）吐出配管ベント弁において、弁本体に亀裂及び水のリーク認められたため、当該弁を交換	D	
20	4号機	所内ボイラ用清缶剤注入ポンプ出口圧力計において、カバーガラスの破損（割れ）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
21	4号機	補機冷却海水ポンプ吐出圧力計器収納箱において、覗き窓ガラスに破損（ひび割れ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置において、冷水循環ポンプ入口温度調整弁のバイパス弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	5号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器の温度調整弁において、動作不良（全開～全閉のハンチング）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	5号機	原子炉格納容器機器ハッチ用しゃへい体の動作確認時、閉止状態の不良が認められたため、対応検討	D	
25	集中環境施設	計器設定に関する確認において、焼却炉下部温度スイッチの計器仕様表の設定値に誤記が認められたため、対応検討	C	
26	集中環境施設	計器設定に関する確認において、空気混合部出口温度・排ガス温度記録計の計器仕様表の型式番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
27	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）における廃油焼却時、廃油供給配管の詰まりによるバーナー失火の発生が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
28	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物搬出クレーンにおいて、走行中に停止しモータより異音（うなり）が認められたため、当該クレーンを点検・修理	D	
29	集中環境施設	雑固体焼却炉廃油タンクレベル指示変換器において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
30	その他	使用済燃料輸送容器の機能確認用「共用リークテスト装置」の点検時、圧力検出器の校正前データに判定値外れが認められたため、当該装置を校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで